

42. 02

頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて 公衆に利用可能となった意匠の取扱いについて

意匠法第 3 条第 1 項第 2 号は、意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠については、新規性がないものである旨が規定されている。

1. 刊行物に記載された意匠

刊行物に記載された意匠は、意匠登録出願に係る意匠が当該刊行物に記載された意匠に該当するか否か、あるいは当該意匠に類似する意匠に該当するか否かについての判断を行う際に、対比可能な程度に十分表されていれば、新規性の判断の基礎となる資料とすることができる。

(1) 新規性の判断の基礎となる資料とすることができると認められるものの例

- ①刊行物に記載された意匠が、いわゆる斜視図により表されていることにより、その背面、底面等の形状等が表れていない場合、あるいは、刊行物に記載された意匠の一部が表れていない場合であっても、当該意匠の全体の形状等が物品等の特性等によってほぼ定形化されている等の理由により、不明な部分の具体的な形状等を推定できるもの
- ②刊行物に記載された物品等に係る意匠はもちろん、その物品等の中に含まれるその物品等とは非類似の物品等に係る意匠（例えば、部品に係る意匠）であっても、当該意匠自体の具体的な形状等を識別できるもの
- ③意匠公報に掲載された物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」において意匠に係る物品等の具体的な形状等を識別できるもの

2. 電子的意匠情報としてインターネットに掲載された意匠

刊行物に記載された意匠と同様に、電子的意匠情報としてインターネットに掲載された意匠は、意匠登録出願に係る意匠が当該意匠に該当するか否か、あるいは、当該意匠に類似する意匠に該当するか否かについての判断を行う際に、対比可能な程度に十分表されていれば、新規性の判断の基礎となる資料とすることができる。（前記 1. 「刊行物に記載された意匠について」 参照）

3. ウェブページ等に掲載されている事項が公衆に利用可能であるか否かについての例

(1) 公衆に利用可能である事項の例

- ①検索サーチエンジンに登録されており検索可能であるもの又はその情報の存在及び存在場所を公衆が知ることができる状態にあるもの（例えば、関連ある学術団体やニュース等からリンクされているもの又はアドレスが新聞や雑誌等の公衆への情報伝達手段にのっているもの）。
- ②ウェブページ等に掲載されている事項の存在及び存在場所を公衆が知ることができる場合であって、閲覧にパスワードが必要であるが、パスワードを入力することのみで不特定の者がアクセス可能であるもの（この場合には、パスワードを手に入れることが有料かどうかは問わず、誰でも何らかの手続きを踏むことで、差別無くパスワードを手に入れてアクセスできるようになるウェブページ等に掲載された事項であれば、公衆に利用可能なものといえる。）
- ③ウェブページ等に掲載されている事項の存在及び存在場所を公衆が知ることができる場合であって、そのウェブページ等の閲覧が有料であるが、料金を支払うことのみで不特定の者がアクセス可能であるもの（この場合には、誰でも料金を支払うことのみで、差別無くアクセスできるようになるウェブページ等に掲載された事項であれば、公衆に利用可能なものといえる。）

(2) 公衆に利用可能であるとはいえない事項の例

ウェブページ等に掲載されていても、次に該当するものは公衆に利用可能な事項であるとはいえない。

- ① インターネット等にのせられてはいるが、アドレスが公開されていないために、偶然を除いてはアクセスできないもの。
- ② 情報にアクセス可能な者が特定の団体・企業の構成員等に制限されており、かつ、部外秘の情報の扱いとなっているもの（例えば、社員のみが利用可能な社内システム等）
- ③ 情報の内容に通常解読できない暗号化がされているもの（有料、無料を問わず、何らかの手段により誰でも暗号解読のためのツールを入手できる場合を除く。）
- ④ 公衆が情報を見るのに十分なだけの間公開されていないもの（例えば、短時間だけインターネット上で公開されたもの）

4. ウェブページ等に掲載されている事項の改変の疑義が極めて低い場合及び改変の疑義がある場合の取扱い

ウェブページ等に掲載されている事項は改変が容易であることから、引用しようとするウェブページ等に掲載されている事項が、表示されている掲載時期にその内容のとおりに掲載されていたことについては、疑義が生じ得る。審査官は、その疑義が極めて低い場合、疑義がある場合について、それぞれ、以下の（１）、（２）のように取り扱う。

（１）表示されている掲載時期に、引用しようとするウェブページ等に掲載されている事項がその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義が極めて低い場合

以下の①から④までのようなウェブページ等は、通常、そのような疑義が極めて低い。このようなウェブページ等について、審査官がアクセスした時に掲載されている内容は、そのウェブページ等で示されている掲載時期に掲載されていたものと審査官は推認する。

- ① 刊行物等を長年出版している出版社のウェブページ
- ② 学術機関(学会、大学等)のウェブページ
- ③ 国際機関(標準化機関等)のウェブページ
- ④ 公的機関(省庁等)のウェブページ

(2) 表示されている掲載時期に、引用しようとするウェブページ等に掲載されている事項がその内容のとおりに掲載されていたことについての疑義がある場合

例えば、個人のウェブページ等であって明らかに事実と異なることが列挙されているものに、引用しようとする発明が掲載されている場合が挙げられる。この場合は、審査官は、問合せ先等として表示されている連絡先に、改変されているか否かの照会をして、当該疑義について検討する。検討の結果、疑義が解消した場合は、審査官はそのウェブページ等に掲載されている意匠を引用することができる。疑義が解消しない場合は、審査官はその意匠を引用しない。また、審査官は、問合せ先が明らかでない場合は、その意匠を引用しない。